

# 申請理由申立書

年 月 日提出

西宮市立留守家庭児童育成センター  
指定管理者 様

※当申立書は、  
「西宮市立留守家庭児童育成センター 令和  
2年度ご利用案内(P.3.2 利用の要件(3)利用  
申請理由)」が、(4)「親族の介護等」の方、又  
は、市あるいは指定管理者から記入の指示  
があった場合のみご記入ください。

フリガナ  
保護者名 \_\_\_\_\_ 印

〒

住所 \_\_\_\_\_

電話 ( ) \_\_\_\_\_

フリガナ  
児童名 \_\_\_\_\_

学校・学年 \_\_\_\_\_ 小学校 \_\_\_\_\_ 年生

次の理由により、留守家庭児童育成センターの利用申請をしたいので、お願いいたします。

〔申請理由〕

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

※申請理由によっては、その内容が証明できる書類（医療機関の診断書、在学証明など）を別途提出していただく必要があります。不明な点は事前にお問い合わせください。なお、上記必要書類が利用申請の受付締切日に間に合わない場合、書類不備となり申請を受理できないこともありますのでご注意ください。

【申請書の提出・問い合わせ先】  
裏面参照

受付印	受付者
	窓口 郵送

各申請書の提出先・問い合わせ先

育成センター	指定管理者	受付時間 (※1)
鳴尾	三光事業団 鳴尾育成センター事務局 〒663-8125 西宮市小松西町 2-6-30	平日 9:00～17:00 TEL : 0798-41-4421
苦楽園、深津 (※2)	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 〒663-8184 西宮市鳴尾町 1 丁目 24-20 田中ビル 3 階	平日 10:00～19:00 TEL : 0798-44-3536
香櫨園、浜脇、用海 (※2)	西宮 YMCA (神戸 YMCA 西宮ブランチ) 〒662-0977 西宮市神楽町 5-23	平日 9:00～17:00 TEL : 0798-35-5987
高木、高木北、高須西 (※2)	株式会社セリオ 西宮事務局 〒530-0003 大阪市北区堂島 1-5-17 堂島グランドビル 8 階	平日 10:00～18:00 TEL : 06-6442-0633
上甲子園、甲子園浜、 夙川、大社、鳴尾東 (※2)	労協センター事業団 西宮事業所 〒663-8113 西宮市甲子園口 3 丁目 5-1 A・I APTS202 号	平日 9:00～17:00 TEL : 0798-67-5170
上記以外 (★)	西宮市社会福祉協議会 育成センター事業課 〒662-0913 西宮市染殿町 8-17 西宮市総合福祉センター1 階	平日 9:00～17:00 TEL : 0798-36-7127

(★) 今津、上ヶ原、上ヶ原南、瓦木、瓦林、神原、北夙川、北六甲台、甲東、甲陽園、小松、高須、段上、段上西、津門、名塩、生瀬、鳴尾北、西宮浜、春風、東山台、樋ノ口、平木、広田、南甲子園、安井、山口

(※1) 土日祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は受付を行いません。

(※2) 各育成センターでも申請書の受付が可能です(三光事業団、西宮市社会福祉協議会を除く)。